

事務連絡
令和2年3月18日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

水際対策強化に係る新たな措置について

標記について、本日、総理大臣官邸で第20回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、会議では、新型コロナウイルス感染症への対応について議論が行われました。

議論を踏まえ、WHO（世界保健機関）が欧州のパンデミックの中心となった旨を発表するなど、欧州において新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、今般、感染者数が拡大し、感染症危険情報をレベル3の渡航中止勧告に引き上げた、イタリア、スペイン、スイスの一部地域及びアイスランドについては、入管法による入国拒否対象地域に追加することとし、明日19日午前0時から効力を発生させるとのことです。

加えて、現在の感染拡大の状況等を踏まえ、シェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国はもとより、イラン及びエジプトの38か国について、更なる検疫の強化が必要と判断し、これらの国々からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機要請及び国内における公共交通機関の使用自粛要請を行うこととされ、併せて、措置の実効性を担保し、入国希望者の総数を抑制する観点から、これらの国において発給された一次及び数次査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を順次停止、今後手続きを進め、21日午前0時から運用を開始し、まずは4月末日までの間実施することとなりました。

つきましては、上記の旨について、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

<参考>

○首相官邸ホームページ

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

○法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/content/001316538.pdf>

○外務省海外安全ホームページ

（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、イタリア、スイス及びスペインのそれぞれの一部地域（注）並びにアイスランドの全域を追加指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州
スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

2. 検疫の強化（厚生労働省）

シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 20 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

上記 1. の措置は、3 月 19 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 21 日午前 0 時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 21 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上